

行田エコタウンを推進するための各種補助金を支給します

次の各補助金は、いずれも予算の範囲内での補助となりますので、予算額や補助予定数に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金申請状況は市ホームページで公開(週1回程度更新)します。

住宅用太陽光発電システム設置補助金を交付します

- ▶**対象**
- 自らが居住する市内の住宅に電力を供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する方
 - 市税の滞納がない方
 - 建築基準法、都市計画法などの違反がない方
 - 行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
 - 市内業者との請負により設置する方
- ▶**補助金額** 1件につき8万円
- ▶**補助予定数** 15件(先着順)

住宅用高効率給湯器設置補助金を交付します

- ▶**対象**
- 自らが居住する市内の住宅に、未使用の補助対象給湯器を設置する方
 - 市税の滞納がない方
 - 建築基準法、都市計画法などの違反がない方
 - 行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
- ▶**補助対象給湯器および金額**
- 【ガスエンジン給湯機(エコウィル)】1台につき2万円
 - 【燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)】1台につき5万円
- ▶**予算額** 150万円(先着順)。

住宅用蓄電池設置補助金を交付します

- ▶**対象**
- 自らが居住する市内の住宅に、未使用の蓄電池を設置する方
 - 市税の滞納がない方
 - 建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ▶**補助金額** 1件につき5万円
- ▶**補助予定数** 20件(先着順)



蓄電池

- ▶**注意** すでに設置および工事に着工している場合は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。
- ▶**申請方法** 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月1日(月)～2020年2月10日(月)に直接同課へ提出してください。
- ▶**問い合わせ** 同課環境政策担当 ☎556—9530

各種相談 (4月15日～5月14日)

相談	場所	期日	時間	問い合わせ
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	4月23日(火)	午前9時20分～正午	地域づくり支援課 (内線252)
		5月9日(木)	午後1時40分～4時20分	
行政機関に対する意見・要望	産業文化会館 2階会議室	4月15日(月)	午後1時30分～3時30分	
消費生活多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時30分～午後3時30分	消費生活センター (内線495)
相続、遺言、離婚、日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	5月8日(木)※予約制	午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会埼玉支部 ☎554—2702
夫婦関係・DVなど(予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※土曜日は市内在住の方を対象に電話相談も受け付けます。	午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556—9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)	午前9時～午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	きつぷプラザあおい	5月8日(木)	午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付けは毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前10時30分～午後3時30分	午後1時～4時	関東信越税理士会行田支部 ☎554—1411
夜間の納税相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)	午後5時15分～7時	収納課 (内線236・237)
水道料金の夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月23日(火)、5月14日(火)	午後5時15分～7時	水道課 ☎553—0131

放射線量の測定値
 ・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
 3月17日(日) 午前9時 0.08マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.08マイクロシーベルト(晴れ)

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、し尿の他に台所や洗濯、風呂などの生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽への転換設置者に補助金を交付しています。補助金を希望する方は、内容を確認の上、手続きをしてください。なお、浄化槽処理区域は市ホームページに掲載していますので、必ずご確認ください。

▶手続きおよびスケジュール

実施時期	手続き
4月1日～26日	事前申込書提出
5月上旬頃	公開抽選会および抽選結果通知(予算額を超える事前申し込みがあった場合に実施)
5月中旬頃～	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出
6月上旬頃～	補助金交付決定通知(交付決定後に、設置工事に着手すること)

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ提出してください。

▶対象

- 単独浄化槽またはくみ取り便槽から転換して、環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方
- 行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方
- 住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方
- 市税の滞納がない方

▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区分	交付金額	交付金額	
		※市内事業者施工	
設置費	5人槽	352,000円	372,000円
	7人槽	434,000円	454,000円
	10人槽	568,000円	588,000円
処分費	単独浄化槽	90,000円	
	くみ取り便槽	60,000円	
配管費	単独浄化槽	100,000円	
	くみ取り便槽	50,000円	

※浄化槽設備士が所属する設置工事業者が市内業者の場合、設置費に20,000円の上乗せ補助を行います。

▶その他

- 環境配慮型の合併処理浄化槽を設置することが補助の条件です。
- 新築などの建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。
- 補助金の交付決定前に着工された場合、補助の対象になりません。
- 原則として、既存の単独浄化槽またはくみ取り便槽を撤去し、適正に処分してください。
- 予算の範囲内での補助となりますので、年度途中で終了する場合があります。
- 保守点検や清掃の他に浄化槽法に定める法定検査(7条・11条)を必ず受けてください。

▶**申し込み・問い合わせ** 環境課環境政策担当 ☎556—9530

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎556—9530

さしあげます

▷ オイルヒーター ▷ 和きりだんす ▷ 全自動洗濯機
▷ ベビーバス

ゆずってください

▷ 折りたたみ式自転車 ▷ ベビーカー ▷ 芝刈り機 ▷
大人用自転車 ▷ ブルーレイレコーダー ▷ 掃除機 ▷
扇風機 ▷ ベビーチェア

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

不用品情報(無料)